

【有償配布やWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 控訴人番号1(こうすけ)、控訴人番号2(まさひろ)ほか4名
被控訴人 国

代理人意見陳述書

令和6年9月2日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 鈴木 朋絵

「結婚という制度は大嫌いだ、同性愛者の自分たちには使えない。」

今からもう20年前、福岡での司法修習中に結婚式を挙げることにし、友人たちを招待しました。すると、ある友人が、同性愛者なのだと私にカミングアウトをし、先ほどの言葉を放ったのです。

そのおかげで、私は、今の結婚制度のあり方のために、友人を含む同性愛者が社会から排除されていると感じていることを知りました。

28歳までそのことに全く関心を向けてこなかった自分を恥ずかしく思いました。そして、「なぜそのような不公平が放置されているのか？」と疑問を抱き、当時立ち上がったばかりの勉強会に参加することにしました。

そのような活動の中で、多くの人に出会うことができ、いくつもの困りごとの話を聞かせてもらいました。

「パートナーとつきあった『その先』をイメージした人生の計画を立てることができない。」

「パートナーと一緒に暮らしていても、病院でも職場でも『家族』だと言えない。いつ生き別れになるかわからない。」

「病気になったパートナーを扶養にいれてあげたいけれど、社会保険にその仕組みがない。」

【有償配布やWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。
これまでずっと、そんな切実な思いを聞いてきました。

しかし、これらの困りごとを一緒に考えてくれる法律家はほとんどいませんでした。なかなか関心を持ってもらえず、「あなたは変わっているね。」、「先に取り組むべき人権課題が別にあるでしょう。」と言われたこともありました。

基本的人権の擁護を最大の価値として学んできた私たち法曹の中にあっても、同性カップルのおかれている不平等についての問題意識が長い間共有されてこなかったことについては、私自身、悔しい思いでいっぱいです。取り組みの遅さにつながったとも考えています。

自分が好きになる人は同性。

それだけのことで、偏見の目にさらされ、パートナーと法律上の家族になるすべがありません。日本国憲法のもと、人をこのような不平等にさらしたまま、どうして放置できるのでしょうか。

その思いが原動力となり、いま、わたしは弁護士として、この法廷に立っています。

20年前のあのときから、日本の社会には確実に変化が起きています。

司法の中での理解も進み、2019年には日本弁護士連合会が同性婚の法制化を求める意見書を出しました。

今年、共同通信が行った調査では73%が同性婚に賛成と回答しました。自民党支持層でも63%が賛成しています。

同性カップルを家族であると公的に認める、自治体レベルでのパートナーシップ制度の導入は、全国に広がっています。本日9月2日、私が住む山口県でも導入されました。導入された自治体の合計人口は、すでに日本全国の人口の89%となりました。90%を超えるのはもうすぐです。

司法においては、この福岡の訴訟を含め、合計7つの判決がなされ、うち6つにおいて違憲の判断がされました。特に今年3月、札幌高裁は、憲法24条と14条の違反をはっきりと示しました。

では、国会はどうでしょうか？

野党の議員、時には与党の議員も、この約10年の間に、何度も質問や発言

【有償配布やWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。
をしています。法案の提出も2度なされています。しかし、歴代の首相たちは「我が国の家族の在り方にかかわる問題で、慎重な検討を要する。」との答弁を繰り返すばかりです。議論が必要ということはあっても、実際には具体的な議論は何も進んでいません。

法制審議会にかけるきざしありません。

国会議員の中で反対であると明らかにしている人は2割弱にすぎません。

反対する議員から聞こえてくる声は、「生産性がない」「種の保存に反する」「少子化になる」といった理不尽なものにすぎません。

それなのに、国会は、民意に反し、立法に向けて一步も動かないのです。

これではいつまでも人権侵害の状態を国会が自ら解消することはありません。
だからこそ、人権の砦である裁判所からの、憲法違反であるとの判断が必要です。

今日の裁判では、被告である国は、同性カップルに婚姻を認めるとしても、検討課題は山積みであるとの主張を出しました。

でも、これは論理のすりかえです。

国会は、ただ、無視し、何もしていないだけです。

そのような被告国の反論に惑わされないでください。

裁判所は、原告の切実な訴えに正面から向かい合い、現在の法律が憲法違反であることを端的に指摘してください。

国会議員に対して、同性婚の法制化はもはや一刻の猶予もならないと、厳しく迫る判決をお願いします。

以上